

## (1) 地方税の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
①市・町民税（個人）	均等割については、両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。所得割については、両市町とも同一内容なので現行のとおりとします。（均等割の税率は、人口規模により標準税率が定められており、合併後の人口規模に応じた標準税率は、現在の野田市の額となります。（2,000円→2,500円）また、均等割の非課税基準額については、生活保護法等の基準に基づき定められており、合併後は、現在の野田市の額となります。）	718
②市・町民税（法人）	両市町で税率が異なるので、野田市の税率とします。（関宿町では、均等割、法人税割（12.3/100）ともに地方税法に定める標準税率を採用していますが、野田市では、均等割、法人税割ともに標準税率を上回る制限税率（均等割：標準×1.2、法人税割 14.7/100）を採用しています。）	719
③固定資産税	税率については両市町とも標準税率（1.4/100）を採用しており、同一ですが、関宿町の市街化区域農地の課税については、合併に伴い三大都市圏の特定市となるので、 <b>現行の野田市の市街化区域農地と同様に宅地並み課税</b> となります。納期は、野田市の制度を適用します。	720
④都市計画税	両市町で税率が異なるので、野田市の税率とします。（関宿町では、地方税法の定めの上限值である0.3/100を採用していますが、野田市では0.2/100を採用しています。）	721
⑤その他税に関する事項		
閲覧・証明	両市町で文書名に若干の違いがあるが内容は同じで、野田市の方が児童手当所得証明など目的別に細かく発行している点もことから、 <b>野田市の制度を適用</b> します。	1

協議項目	調整方針	事務事業 NO
たばこ税	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	2
軽自動車税	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	3
特別土地保有税	両市町ともに同一内容なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	4

## (2) 保険税、保険料の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
①国民健康保険税	国民健康保険税の限度額、賦課期日、納期、減免については、両市町とも同一内容ですが、税率については、両市町で異なります（関宿町の方が高い）ので、 <b>野田市の税率を適用</b> します。（例：関宿町の医療分の所得割 8.9/100→野田市の医療分の所得割 7.4/100。調整財源については一般会計からの繰入にて対応します。）	722
②介護保険料	現在、平成15年度から17年度の保険料については調整中ですが、関宿町の保険料が野田市より高くなることが想定されます。このため、 <b>合併後は野田市の保険料に統一</b> し、その財源として一般会計からの繰入により対処することとします。	628

### (3) 使用料、手数料等の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
①各種証明書等の発行手数料	金額に相違のある手数料については <b>野田市の額に統一</b> します。 なお、税及び市民課の証明に係る手数料については関宿町に比べて野田市の額が高い設定になっていますが、この手数料の額については近隣市との均衡を図り設定されたものです。	5
②水道料金	両市町の料金体系が違うので、 <b>野田市の料金体系に統一</b> します。(関宿町では、一般家庭等の小口利用者の料金は現在よりも安価に、大口利用者は高額になる見込みです。 例：一般家庭(口径13mm、20㎡の場合)月3,450円→2,750円)	723
③下水道料金	両市町の料金体系が違うので、 <b>野田市の料金体系に統一</b> します。(下水道使用料は、基本料金、従量料金ともに関宿町の方が高い設定となっています。例：1世帯(20㎡)/月、関宿町1,950円→野田市1,850円。)	724
④幼稚園、保育園保育料金		
保育所保育料	保育料については、関宿町の方が低所得者及び高所得者双方に対して高い設定となっており、階層区分についても野田市(17段階)より関宿町(10段階)の方が簡素化されています。本来であれば、関宿町のように階層区分の簡素化、国基準との格差の是正の方向が望ましいのですが、野田市では平成14年2月に児童福祉審議会答申で保育料の引き上げを見送る方針を固めたばかりのため、保育料の見直しを可能とする環境が整うまでの間の措置として、 <b>野田市の基準に合わせる</b> こととします。	629
幼稚園入園料、保育時間等	両市町の内容に違いがあるが、入園料、保育料、保育時間等ともに野田市立幼稚園、関宿町立幼稚園 <b>それぞれ現行の</b> とおりとします。	725

協議項目	調整方針	事務事業 NO
⑤学校給食料金	両市町の内容に違いがあるので、小学校、中学校の給食費については、 <b>野田市の料金に統一</b> します。関宿町の幼稚園の給食については統一後の小学校の料金と同額とし、野田市の幼稚園では給食を実施しません。	726
⑥その他使用料、手数料等に関する事項		
斎場使用料	野田市と関宿町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(式場使用料の関宿分については、野田市の小式場と同規模のため、野田市の小式場の使用料に合わせます)	6
集会所	両市町の内容に違いがあるので、 <b>野田市の制度を適用し、使用料は無料</b> にします。	7
心身障害者福祉作業所使用料	両市町ともに無料なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	8
重度障害者通所施設使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	9
老人福祉センター使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	10
老人デイサービスセンター使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり無料</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	11
隣保館使用料	両市町ともに無料なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	12

協議項目	調整方針	事務事業 NO
レントゲン車使用料	関宿町には該当する車両がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	13
急病センター使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	14
市民会館使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	15
東葛飾地域農林業センター使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	16
農業構造改善センター使用料	両市町ともに無料なので、 <b>現行のとおり</b> とします。	17
農村協同館使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり無料</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	18
農免道路占用料	準用元である両市町の道路占用料の調整方針に従い、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(関宿町では、過去に事例がなく野田市の制度を適用しても支障はありません。)	19
教育財産使用許可による地下埋設物占用料	準用元である両市町の道路占用料の調整方針に従い、 <b>野田市の制度を適用</b> します。(関宿町では、過去に事例がなく野田市の制度を適用しても支障はありません。)	20
教職員住宅使用料	野田市には該当する施設がないので、 <b>関宿町の現行のとおり</b> とします。	21
野田公民館小ホール使用料	関宿町には該当する施設がないので、 <b>野田市の現行のとおり</b> とします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	22

協議項目	調整方針	事務事業 NO
福田運動場使用料・関宿町少年野球場	両市町に違いがありますが、それぞれ現行のとおりとします。(野田市は有料、関宿町は無料であるが、それぞれ現行どおりとします。)	23
川間体育館使用料	関宿町には該当する施設がないので、野田市の現行のとおりとします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	24
生涯スポーツ北広場使用料	関宿町には該当する施設がないので、野田市の現行のとおりとします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	25
岩名調整池庭球場使用料	関宿町には該当する施設がないので、野田市の現行のとおりとします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	26
総合公園施設使用料	庭球場以外は、関宿町には該当する施設がないので、野田市の現行のとおりとします。庭球場は、両市町に違いがありますが、それぞれ現行のとおりとします。	27
勤労者体育センター使用料	関宿町には該当する施設がないので、野田市の現行のとおりとします。合併後、関宿町の住民も利用できるようになります。	28
青年館使用料	関宿町では青年館を地元払い下げたので、野田市だけの施設運営となります。市の条例規定により使用料は無料となります。	29
文化会館使用料	関宿町では実施していないので、野田市の制度を関宿町においても適用します。	30
行政財産使用料	両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を基本とし、規程を整備します。	31

協議項目	調整方針	事務事業 NO
福祉センター使用料	野田市は有料で、関宿町では無料となっているので、野田市の制度に統一し、有料とします。(施設利用に当たっては、受益者負担を原則としており、また、施設を利用していない者との公平性を保つため、有料としますが、関宿町クリーンセンター周辺地区に対しては、年数回程度無料で利用できる措置を考えます。)	630
道路占用料	両市町の道路占用料金の体系に違いがあるので、野田市の制度を適用します。	631
学童保育料	学童保育料の標準額については、野田市のほうが高い設定となっていますが、階層区分でみると、野田市(第1子・4段階、第2子・4段階)に比べ、関宿町(2段階)の方が簡素化されていることから、最高のD階層(所得税15,000円以上)を除き、野田市の方が手厚く整備されています。このため、関宿町に合わせると野田市の低所得者層の保護者の負担増になってしまうことから野田市の基準に合わせます。	632
地区コミュニティ会館使用料	野田市では原則有料で、関宿町では原則無料としています。関宿町のコミュニティセンター(北部、中部、南部の3ヶ所)の料金・施設形態は野田市の地区公民館と類似しているため、合併後は公民館として位置付けし、原則無料とします。	727
公民館使用料	使用料については各館とも現行のとおりとし、利用時間については両市町で違いがあるので、野田市の制度を適用します。(関宿町の規定で使用できない時間も野田市の制度に合わせて使用できるようになります。なお、使用料の規定は社会教育上の目的以外に使用される場合に適用されるものであり、サークル等通常の市民活動に影響はありません。)	728

## (4) 組織・機構、窓口の取扱い

協議項目	調整方針	事務事業 NO
①組織・機構		
市町長部局職員配置数	野田市の現在の組織・機構を基本とし、所要の職員の配置（人員の拡充等）を行います。市長部局、行政委員会を合わせた両市町の職員数の合計（平成13年4月1日現在で1,358人）から、職員一人当たり市民数において、人口規模が同水準である流山市並みの効率性を目指します（平成15年度に合併したと仮定して平成20年度に約180人の削減達成。なお、これは技能労務職の退職不補充分を含む数字であるが、これを除き、新規行政需要に伴う実質増員分を含めた削減数としては、その1年後に達成可能）。	729
行政委員会職員配置数	同上	730
消防本部組織	両消防本部を統合し、1本部とします。効率的な人員配置及び署所の適切な配置により、消防力の充実強化を図ります。	731
②窓口の体制	【本庁】野田市役所を本庁とし、担当課ごとに窓口を設置します。【支所及び出張所】関宿支所（現関宿庁舎）及び南、北、中央（以上野田地区）の1支所3出張所体制とし、既存の出張所業務に加え、税関係証明書の発行や福祉関係の相談等の窓口を新たに設けます（関宿支所では更に環境関係業務も）。【その他の窓口体制】住民の利便性向上のため、新たに郵便局での住民票等交付業務を行います（5局）。関宿地区のコミュニティセンターは、公民館と位置付けられますが（NO.840）、住民サービスを低下させないために、引き続き窓口業務を継続します。	732

## 支所・出張所等で取り扱う業務

業務区分	業務内容	関宿支所	出張所	関宿ミセ	郵便局	
税関係	税関係証明	○	●			
	原動機付自転車登録・廃車手続	○	●			
	申告・納税相談等	○	●			
市民課関係	住民票、印鑑証明の交付	○	○	○	●	
	戸籍謄抄本の交付	○	○	●	●	
	転入・転出・転居処理	○	○			
	住民票記載事項の証明及び住所証明	○	○			
	印鑑の登録及び証明	○	○			
	戸籍法に基づく届出の受付	○	○			
	児童生徒の除籍通知書及び入学通知書の発行	○	○			
	死産届	○	○			
	埋火葬及び改葬の許可	○	○			
	式場等の使用	○	○			
	市民会館等の使用許可	●	○			
	自治会関係届出書の受付（回覧板の交付）	○	○			
	防犯灯新設申請受理	○	○			
	市民交通傷害保険事務受付	○	○			
	外国人登録原票記載事項証明書等の交付	○	○			
	ふれあい貸農園の受付	○	○			
	国保年金関係	国保被保険者の資格取得・喪失及び被保険者証の交付・返納	○	○		
		国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給	○	○		
		高額医療費・療養費等の申請受付	○	○		
		はり・きゅう・マッサージ券の申請受付	○	●		
国民年金免除申請書の受付		○	○			
年金被保険者の資格取得・喪失及び年金手帳の記載事項の訂正		○	○			
福祉関係	福祉相談窓口（電話相談含む）	○	●			
	日赤社資の納入受付	○	○			
	身体障害者手帳申請書類の交付・受理及び記載事項変更	○	●			
	療養手帳申請書交付・受理及び記載事項	○	●			
	精神障害者保健福祉手帳・通院公費負担申請書類の交付・受理	○	●			
	身体・精神手帳交付診断料助成申請	●	●			
	福祉タクシーのタクシー券交付（障害）	●	●			
	有料道路の割引・航空運賃の割引に関する手続	○	●			
	生計同一証明の交付	○	●			
	精神障害者医療費助成申請書の交付・受理	○	●			
	福祉手当申請書受理	○	●			
	出産祝品の交付	○	○			
	手当・助成金等口座番号等変更届け出	○	●			
	支援費支給申請書交付・受理	○	●			
	日常生活用具申請書交付・受理	○	●			
	補装具申請書交付・受理	○	●			
	重度心身障害者（児）医療費助成申請書交付・受理	○	●			
	自動車運転免許取得助成申請書交付・受理	○	●			
	身体障害者用自動車改造費申請書交付・受理	○	●			
	心身障害者（児）短期保護委託料助成申請書受理	●	●			
	扶養年金申請等（交付・再交付・変更・減額）	○	●			
	NHK放送受信料減免申請受理	○	●			
	老人医療受給証の発行及び回収	○	○			
	老人医療費支給申請受付	○	●			

業務区分	業務内容	関宿支所	出張所	関宿ミセ	郵便局
福祉関係	福祉サービスに係わる相談窓口	○	●		
	福祉サービスの申請受付（配食・福祉タクシー（高齢者）・おむつ手当・給食サービス）	●	●		
	福祉サービスの申請受付（上記以外のもの）	○	●		
	要介護認定等申請受付（資格者証等の発行を含む）	○	●		
	高齢介護サービス費、住宅改修、福祉用具購入等の申請受付	○	●		
	介護保険等の相談業務	○	●		
	児童手当の申請等及び現況届の受付	○	●		
	母子家庭等医療費助成金支給申請書の受付	○	●		
	保育所、学童保育所入所申込	○	●		
	環境関係	空き缶回収機記念品交換	●		
資源再生利用助成金交付申請書及び環境美化交付負担金交付申請書の受付		●	○		
粗大ごみ処理券の売り捌き		●	○		
し尿処理券の売り捌き		●	○		
し尿処理申請書及び未納し尿処理券の受理		●	○		
指定ごみ袋引換券の交付、容量の変更、パンフレットの配布等		●	○		
ごみ集積所及び資源回収集積所の設置申請書の受付		○			
ごみ分別ルールの相談・啓発（経過措置）		○			
公害苦情相談、犬の登録、注射済票の交付、草刈機の貸出し受付		○			
道路補修関係		道路補修、側溝清掃等	○		
交通安全施設等設置申請書（新規・移設・撤去・交換）の受付	○				

（注） 当該業務は、全職員数を約180人削減した段階でのもの。

- は、新たに取扱う業務。
- は、現在の野田市の南出張所、北出張所、中央出張所の3ヶ所。
- 関宿町のコミュニティセンター（3ヶ所）は、合併後、公民館と位置付けられる（窓口事務は継続）。
- 郵便局は、野田地区の川間郵便局、清水郵便局、目吹郵便局、福田郵便局、ジャスコ内郵便局の5局。